特定工場等において発生する振動に係る規制基準（振動）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 時間の区分 | | 午前8時から午後7時まで | 午後7時から  翌日の午前8時まで |
| 区域の区分 | 第1種区域 | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| 第2種区域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |